

# 船内騒音コードの統一解釈に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

## 改正事項

船内騒音コードの統一解釈に関する事項

## 改正理由

IMO 船内騒音コード（決議 MSC.337(91)）は，2014 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる総トン数 1,600 トン以上の船舶に適用されている。

当該コードでは，船上において騒音レベルの計測を行い各区画の騒音レベルを規制値以下とすることに加え，居住区域内に設置される甲板及び隔壁に対して，適切な空気音遮断性能を有することが要求されているが，これらの要件の一部は一般的な記述に留められており詳細に規定されていない。

このため，IMO において，当該コードの要件をより明確にするための検討が行われた結果，2015 年 6 月開催の IMO 第 95 回海上安全委員会（MSC95）において，当該コードにより要求される騒音計測方法，各区画に適用される騒音レベル及び居住区域に設置される隔壁の空気音遮断性能に対する評価方法を明確にする統一解釈が承認され，MSC.1/Circ.1509 として回章されている。

今般，MSC.1/Circ.1509 に基づき，関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正点は次のとおり。

- (1) 騒音レベル計測中においては，居室の戸の通風口は「開」状態とする旨規定した。
- (2) 無線機器の設置されている船橋の騒音レベルは「船橋」として取扱う旨規定した。
- (3) 浴室，便所，洗面所の隔壁に関する空気音遮断性能の取扱いを明確化した。
- (4) 居住区域に設置される隔壁の空気音遮断性能に関して，遮音パネル及び戸の組合せによる評価方法を規定した。